

## 御宿町お試し居住体験ツアー 注意事項

### (利用料)

お試し住宅の利用料は無料とする。ただし、飲食費、寝具類、洗面用具及び衛生用品等の日常生活に係る消耗品、交通費及び体験に係る経費については、利用者の負担とする。

### (遵守事項)

利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 外出時及び就寝時に施錠するなど、お試し住宅を適正に管理すること。  
また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱いに細心の注意を払うとともに節電及び節水に努め、備付けの備品並びに什器類等を適切に取扱い、住宅を清潔に保つこと。また、備品等を破損・汚損又は紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (3) ごみは、原則持ち帰ることとし、町のごみステーションに出す場合は、町の指定袋を使用して、分別方法等決められたルールに従い処理すること。
- (4) 利用期間が終了したときは、直ちにお試し住宅の鍵を返却すること。
- (5) その他お試し住宅の利用に関し、町が必要と認める事項

### (禁止事項)

利用者は、お試し住宅及びその敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 移住体験以外の目的で利用すること。
- (2) 申込書に記載された利用者以外の者を宿泊させること。
- (3) 周辺、近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (4) 住宅及び敷地内で喫煙すること。
- (5) 動物等（鳥類、魚類、両生類、爬虫類、昆虫類など）を同伴すること。
- (6) 大音量でのテレビ視聴や大きな声での会話、楽器の演奏等を行うこと。
- (7) 物品の売買、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (8) 政治・宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行うこと。
- (9) 違法薬物、危険ドラッグ、拳銃、刀剣類又は爆発物、発火性を有する危険な物品等を持ち込むこと。
- (10) 排水管を腐食させる恐れのある液体又は詰まらせる原因となるものを流すこと。

#### (利用許可の取消し)

利用者が次のいずれかに該当するとき又はお試し住宅の管理上特に必要と認めるときは、お試し住宅の利用許可を取り消す場合があります。

- (1) 注意事項に記載された遵守事項及び禁止事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正行為により利用の許可を受けたと認めるとき。
- (3) 町長が利用許可を取り消す必要があると判断したとき。

利用取り消し処分を受けた者に損害が生じることがあっても、町は、その賠償の責任を負わないものとする。

#### (明渡し)

お試し住宅の利用期間が終了したとき及び利用許可が取り消されたときは、直ちにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、お試し住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。

#### (損害賠償)

故意又は過失によりお試し住宅、設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (免責)

お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及び週辺で発生した事故（地震や豪雨など自然現象を原因とする事故を含む。）に対して、町はその賠償の責任を負わないものとする。